

山梨県公報

号外第二十六号

平成二十三年
四月一日

金 曜 日

目 次

人事委員会
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
公安委員会
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年四月一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中 「監 察 官」を「**監察官**」に改める。
地域管理官

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年四月一日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

「生活安全企画課

」生活安全企画課

第九条中「四課」を「五課」に、

地域課

を

少年課

に改める。

生活環境課

」生活環境課

通信指令課

第十一条第八号を削る。

第十一条の三を削り、第十一条の四を第十一条の三とし、第十一条の五から第十二条の八までを一条ずつ繰り上げ、第十一条の九第二項中「第十一条の八」を「前条」に改め、同条を第十一条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

(通信指令課)

第十一条の九 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

一 通信指令業務の企画、調査、指導、指導、運用等に関すること。

二 一一〇番通報その他の緊急通報等の受理、指令等に関すること。

三 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報集

約に関すること。

四 無線通話の統制に関すること。

(通信指令室)

第十一条の十 通信指令課に通信指令室を附置する。

2 通信指令室においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十二條第一項及び第二十三條の二第一項中、「通信指令室」を削り、「生活安全

捜査室」の次に、「通信指令室」を加える。

第三十七條第一項中「七十七人」を「七十八人」に、「四五四人」を「四五六人」に、「四

六九人」を「四七一人」に、「四八四人」を「四八六人」に、「一、六四二人」を「一、

六四九人」に、「一、九三八人」を「一、九四五人」に改め、同条第二項中「五七五人」

を「五八二人」に、「七六五人」を「七七二人」に、「一、六四一人」を「一、六四九人」

に、「一、九三八人」を「一、九四五人」に改める。

別表第一地域の部を次のように改める。

地域	
運用	庶務・運用
救助	救助

